

# 税務キヤッチ・アップ

## 所得税関係

### 国外居住親族に係る扶養控除等

#### 1 はじめに

人手不足が強まるなかで外国人労働者への依存度が高まっている。本稿では、外国人労働者に対する源泉徴収事務（年末調整を含む）を行う際、彼らの仕送りによって生活している母国に残してきた配偶者や親族（以下「国外居住親族」という）の適用とその実務上の留意点について解説する。

#### 2 同一生計の国外居住親族

外国人労働者であっても、同一生計配偶者や扶養親族等の定義が日本人と異なることはない（所法2④三十三～三十四の四）。

すなわち、控除対象となる配偶者や扶養親族等（年齢が16歳以上のものに限る）は、居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者ということになる。「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではない。親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、生計を一にしているものとされる（所基通2-47）。

したがって、外国人労働者の家族がそのような状況にあれば、「生計を一に」しているものと考えることができる。

#### 3 親族関係書類及び送金関係書類

外国人労働者が、控除対象となる国外居住親族を有する場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を給与支払者に提出又は提示しなければならない（所法190①二八、194①七、④⑤⑥、所令316の2②③、所規47の2⑤⑥、73の2②）。

これらは、国外居住親族が給与支払を受ける者の真正な配偶者や親族であること、及び、生計を一にしていることを確認できた場合に限り、配偶者控除や扶養控除の適用を認めるという趣旨である。

##### (1) 親族関係書類

「親族関係書類」とは、次の

①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいう。

① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り）

この親族関係書類の提出又は提示の時期は扶養控除等申告書提出時である。

##### (2) 送金関係書類

「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教

育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいう。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

この送金関係書類の提出又は提示の時期は年末調整を行うときである。

#### 4 おわりに

外国人労働者の国外居住親族について扶養控除等を適用するためには、上記に掲げた書類が必要である。また、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文も必要となる。

これらの書類を収集するためには、手間と時間がかかると想定されるため、早めの準備を外国人労働者に指示しておくべきであろう。

（右山研究グループ  
税理士 玉ノ井孝一）